キウイフルーツかいよう病(Psa3 系統)について

<発生経緯>

キウイフルーツかいよう病は、細菌による病害の一種で、キウイフルーツの枝、新梢、葉及 び花蕾に感染して発病します。

本病の病原菌(Pseudomonas syringae pv. actinidiae)には、病原性の異なるいくつかの系統があります。国内では、従来から発生が確認されている Psa1 系統に加え、平成 26 年 5 月に愛媛県で新系統の Psa3 系統の発生が確認されました。Psa3 系統は、緑色果実品種より黄色果実品種で被害が大きく、病勢が進行すると樹木が枯死する場合があります。本病は、愛媛県で確認されて以来、本県(平成 26 年 6 月 18 日発表 病害虫発生予察特殊報第 1 号)を含む 10 都県で発生が確認されています。

現在,国が定めた緊急全国調査実施要領に基づき,平成27年4月下旬~5月頃にキウイフルーツ生産園地における発生調査を実施しています。発生が疑われる場合は周辺も含めて調査し、適宜サンプリングして検定を行い、病原菌の特定及びまん延防止の徹底を図っています。

<特徴>

病徴は2月以降から見られ、枝幹からの樹液の漏出(写真1~3)、葉の斑点(写真4)、新梢や枝の枯死(写真5)等の症状を呈し、6月頃には最も病徴が激しくなり、夏季の高温期になると病勢が停滞します。病徴を見分けやすい6月までに園内を観察し、本病の早期発見に努めましょう。

本病の詳細については、農林水産省ホームページ内「技術情報等(キウイフルーツかいよう病の新系統(Psa3系統))」をご覧ください。

ホームページアドレス

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryou2/index.html

<防除対策>

- ① 感染した枝や葉は二次伝染源となるため除去し、埋没等適切に処分する。また、病徴が著しい感染樹は伐採する。
- ② 剪定作業や風雨などにより傷口から感染するため、防風垣や防風ネットによる風対策を行い、剪定後は必ず傷口に癒合促進剤を塗布する。
- ③ 感染予防対策として、細菌性病害に効果の高い銅水和剤や抗生物質剤(カスガマイシン、ストレプトマイシン等)を使用する。

本病が疑われる症状が確認された場合は、地域の県農林事務所経営・普及部門(地域農業改良普及センター)または病害虫防除所へご連絡ください。

キウイフルーツかいよう病について(続き)



写真1 赤褐色の樹液の漏出



写真 2 白色の樹液の漏出



写真3 赤褐色の樹液の漏出痕



写真4 葉の斑点症状



写真 5 新梢の枯死

茨城県病害虫防除所 病害虫発生予報 6 月号(平成 27 年)より抜粋